

第31回
東京地方裁判所委員会
(平成26年2月20日開催)

東京地方裁判所委員会（第31回）議事概要

（東京地方裁判所委員会事務局）

第1 日時

平成26年2月20日（木）15:00～17:00

第2 場所

東京地方裁判所第1会議室

第3 出席者

（委員） 阿部 潤，大沢陽一郎，大野正隆，岡田ヒロミ，門田美知子，小池 裕，
小林克信，大門 匡，高橋順一，都筑富之，栃木 力，南波 洋，
平井裕子，藤田幸子，森本和明，山田俊雄，由岐和広

（事務局） 東京地裁民事首席書記官，同刑事首席書記官，同事務局長，同総務課長，
同総務課課長補佐，同総務課庶務第一係長，東京簡裁事務部長

（プレゼンター）

東京地裁裁判官 安東 章

第4 議題

「裁判員裁判の現状と課題～公判中心の審理とは～」

第5 配布資料

レジュメ「裁判員裁判の現状と課題 公判中心の審理とは～公判前整理手続について，
裁判所側で工夫している点を含めて～」

第6 議事

1 開会

2 新任委員の紹介（阿部委員，大野委員，門田委員，小池委員，小林委員，大門委員，
高橋委員，藤田委員，森本委員）

3 委員長選出

弁護士委員から，委員長は有識者の委員から選出されたい旨の発言があったが，賛成
多数により，小池裕委員（東京地方裁判所長）が委員長に選出された。

4 議題「裁判員裁判の現状と課題～公判中心の審理とは～」

【発言者の表示=◎：委員長，○：委員，●：裁判所委員，■：プレゼンター】

(1) プレゼンターから主に裁判員裁判の現状についての説明を行い，模擬の証人尋問等を
実施した後，以下のとおり質疑応答があった。

- 今模擬として読まれた供述調書は前置きがかなり長いように感じたが、尋問をするときには、その前置きを省いて尋問をするのか。
 - 実際の事件では、公判前に争点が決まっているので、争点に関係のないことは供述調書でも省かれることがある。ただし、被告人の供述が公判で変わったときのために、例えば「〇〇を見た」とか「見ていない」というようなことを残している調書を目にすることもあるので、そこは個々の検察官によるのだろうと思う。今、御覧いただいた証人尋問に関しては模擬ということもあって、実際のものよりもかなりシンプルな内容になっており、プロの目から見ても少し短いものとなっているかもしれない。
 - 調書の前段部分は被害状況が理解できるように、その証人がどのような証人で、どのような立場にあるのかや、事件が起こる前の状況として、事件のことが分かるような限度で盛り込むというのが一般的であると思われる。それを証人尋問のときに必要な限度で出す、場合によっては最低限必要な部分だけを調書で読んで、大事な部分を尋問で聞くということもある。
- (2) 引き続き、プレゼンターから主に裁判員裁判の課題についての説明をした後、以下のとおり質疑応答があった。
- ◎ これまでの地裁委員会の議題を振り返ってみたところ約半分が裁判員の関係である。地裁委員会について、司法制度改革の時にどのような議論があったかという点、裁判所の組織は、裁判官会議で動かすということになっているが、司法行政といわれている領域が見えにくいので、司法行政という部分にも国民の参加が必要であろうという指摘がされた。従前から家庭裁判所には家裁委員会があったので、地方裁判所にも地裁委員会を作って、有識者や一般の方々に参加していただくことになった。そこでいただいた意見をきちんと受け止めて、司法行政の面に反映させていくという考えに立って、当委員会は運営されている。当庁ではかなりの頻度で委員会が開催され、今回で31回目になる。これまで取り扱ってきたテーマの約半数が裁判員制度に関わるものであるのは、この制度が、それだけ革命的な制度であることと、国民の司法参加という点が地裁委員会の在り方とオーバーラップしていることによるものと思われる。今回のテーマは一見するとテクニカルなテーマに見えるかもしれないが、今の説明にあった公判中心主義などの点についても、率直な意見をお聞かせいただきたい。

- 東京地裁では反省会を実施しているとの説明であったが、反省会というのは、東京地裁だけではなく、どこの裁判所でも実施しているのか。
- 東京地裁では全事件で実施しており、他の裁判所でも徐々に始まっているものと認識している。以前、勤務していた千葉地裁では事件を担当する裁判部によって区々であったが、反省会を実施している裁判部では、検察官及び弁護人と三者で実施することもあったし、相手方がいると言い難いこともあるということで、検察官、弁護人と個別に実施するという試みをしていた裁判部もある。ただし、現在では三者が集まって反省会を実施するという意識が共有されてきているので、三者実施が主流となっている。三者以外には、弁護士会内の裁判員の関係委員会の方がオブザーバーとして参加して、三者のやり取りを聞いているというようなこともある。
- 反省会を実施するというを全国に広げようとか、制度的なものにしようという動きまではないのか。
- とにかくフランクに色々な話をしようというスタンスで実施しているので、きちんと制度化するというところまでは難しいのではないかと思う。ただ、裁判官同士の研究会では、法曹三者間で抽象的に問題意識を伝えていくよりも、同じ事件を担当した裁判官、検察官及び弁護人とで、その同じ事件について具体的な話をした方が説得力があり、実もあるという議論になっているので、これから徐々に全国に広がっていくのではないかと思う。
- 私は今日初めて反省会をしているということを知ったが、もちろん事件そのものには対立の構図というものがあるのだろうが、分かりやすい司法を目指すという意味では、法曹三者が協力してフランクに話し合いの場を持つというのはすごく良い仕組みだと思うので、それが全国に広まっていくのだろうと感じた。
- ◎ 実は、刑事裁判について、法曹三者がフランクに話をするようになったということ自体が驚くべきことであると受け取られていると思われる。刑事裁判においては、検察官と弁護人が対立する構図があることもあって、以前は法曹三者が集まって建設的に議論することがなかなかできなかった。司法制度改革という荒波を潜って、国民のための司法を築くために変革していく話し合いがやっと出来るようになってきたように思われる。ただし、地域によってはなかなか難しいところもあるようである。
- 私が刑事事件を多く担当していた頃には、供述の変遷を突くという手法が多くて、

傍聴人が全員寝ているという事件が多かったが、正に裁判員制度が始まり、フランクな会議というのが、多チャンネルで実施されるようになったということは、個人的にもとても良いことだと思うし、これにより弁護人の方もよりポイントを絞った分かりやすい議論をしていこうという雰囲気になっており、最初は弁護士会が一番分かり難かったが、弁護士としても改革をしていかなければならないという雰囲気にもなっている。問題は法曹三者だけが分かっていたら良いという問題ではなくて、むしろこれからはそこに市民の方の参加も得て、どうやったら良いのかというのを一緒に考えていくべきである。確かに市民の方が参加すれば、フランクに話し合いをすることができなくなってしまい、また意味のない会議になってしまうかもしれないが、それでも市民の方にフランクに参加いただけるような機会を作っていくといけないと思う。一番問題なのは、裁判員の選任を辞退される方が多いというのが本当に残念なことでもあるので、それも含めて三者で考えていかなければならないという段階にきているのではないか。且つ、裁判員が始まってからも大きく改善していった点も多いことから、法曹三者の話し合いというのもずっと続けていった方が良いのではないか。

- 裁判員は素人ではあるが、検察官と弁護人とのやり取りや評議では裁判官の意見を聞きながら、自分なりに意見をまとめていこうとしているわけなので、その意味では同じ方向を向くような議論、ポイントを絞った議論、裁判員にも議論の中身を知ってもらおうと、法曹三者で色々と工夫されているのはとても良い試みだと思う。私はこの地裁委員会に参加して、まだ日も浅いが、法曹の方々が協力し合って、私たち市民委員にも問題点を知ってもらおうと説明していただけるのが、とても新鮮で勉強にもなっているので、今後ともこの方向性で委員会を運営していただきたい。

また、裁判員裁判が始まって、裁判員が負担に感じるとか、精神的にナーバスになるとか色々なことが新聞でも報道されているが、その一方で以前はもっと裁判員になりたくてもなれないというような意見も報道されていたように記憶しているが、最近ではそのような報道もあまり聞くこともなくなったので、何かしらその点についての手当てをされているのか。特に精神的なダメージを受けた裁判員への手当てというのをされているのか。

- 最近一番話題になった例として、証拠を見たことで精神的にショックを受けたというような事件があった。裁判官を始めとした法律家が、普段から見ていて、これな

ら裁判員に見せても大丈夫だろうというものをみていただいても、後でそれがとてもショックだったというようなこともあるということを、あらためて認識させられて、今裁判所の中でも、そもそもそのような証拠をみていただく必要があるのかという議論をしているところである。典型的な例としては、被害者の御遺体の写真を見ていただくことがそもそも刑事裁判においてそれほど必要なのか、何のためにこうした証拠が必要なのかをよく議論しようということと、仮に必要だったとして、どういった見せ方をすればいいのか、例えば白黒にするとか、少し加工をするとか、必要性は満たしつつも負担の少ない形で証拠化することが出来ないのかということ、法曹三者で個別の事件ごとに議論をしながら進めているところである。また、遺体写真を見ていただくような事件では、選任手続においても、予め本件ではこういう証拠を調べることがあるということ、裁判員の候補者の方々に伝えておくようにし、審理が始まってからも、こまめに裁判員の様子を窺いながら状況を確認して、知らないうちに裁判員の方が思い詰めてしまうことのないように配慮をするようにしている。なお、自分の経験では、今まで私が裁判を一緒にさせてもらったほとんどの裁判員の方々からは、「裁判員をやって良かった。」という感想をもって帰っていただいているようで、それが我々の励みにもなっている。これからも裁判員の方々からの御意見を踏まえて試行錯誤をしながら進めていきたいと思っているし、来ていただいた裁判員の方々にはなるべく充実感をもって帰っていただきたいとも思っている。

- 私も反省会というのは非常に有意義な運用であると感じたが、それぞれ法曹三者の組織において、この反省会の内容を活かしていく機会というのがあるのか。また、この反省会に裁判員経験者をゲストとして交えて、反省会を行うということは考えていないのか。守秘義務の問題等はあるかもしれないが、より有意義な運用となるのではないか。

- 反省会の結果を内部の会議で議論することはあるが、それを系統的にまとめてということまではできていない。プライバシーの問題等もあるので、なかなか難しいかもしれないが、委員御指摘のとおり、検察庁、弁護士会共々徐々にその蓄積を活かしていこうという議論をしているところである。他方で、裁判員経験者をゲストとして交えてというのは、なかなか難しいところもあると思う。なお、個人的には、裁判員の方々に後で不快な思いをさせないように、法曹三者で反省会を実施すること

やアンケートの内容を検察官や弁護士にも見せるということは、裁判員の方々に予め伝えるようにしている。

- 私の所属部署は直接裁判を担当する部署ではないので、反省会の結果をどのように活かしているのかまでは分からないが、検察庁としては、分かりやすく、的確な立証に努めるというのが、裁判員制度施行前から考え、且つ、制度施行後も何が分かりやすいのか、何が充実した審理なのかを常に求めているところである。それは個々の検察官において、事件に応じて対応が変わる面はあったとしても、中身や立証の仕方の巧拙で違ってはいけないという意味では、常に立証技術を磨くと共に、施政、方針についても統一をもって、不公平なく公平に対処するというのが検察庁のスタンスでもあるので、当然、その反省会の場でいただいた裁判員の方々からの御意見、裁判官及び弁護士からの御指摘を踏まえて、次の事件に活かしていきたいと考えている。先ほどから反省会の有意義性という話が出ているが、私としても一つの事件において、何が分かりやすいのか、どういう仕組みが充実したものかをお互いに考えてはいても、実際の公判手続の中でどうしていくかという点においては意見が対立することもある。それは分かりやすさの認識の違いであるとか、例えば証人の方の負担を考えるとなかなか証言に応じにくいという面もあるとか、色々な面もあっての対応や折衝がある中で公判前整理手続が進んでいく。そして、公判前整理手続を経て、実際に審理をした後に事前に考えていたことが、実際にやってみてどうだったのかということをもう一度振り返って、その事件についての審理の在り方をもう一度見直して、次に活かすという意味で意義があると感じている。
- 裁判員制度の開始当初から刑事裁判の傍聴をしてきたが、最近の刑事裁判はとても分かりやすくなっている。ぜひ一度、裁判員裁判を傍聴していただくと、立体的に裁判が分かりやすくなっているのが実感できるし、国民の参加する意味としても、意義のある裁判の形になってきたのではないかと思う。
- ◎ このような議論をしていく際には、事柄を実証的に見ていくこと、立場の違いを認識した上で、次にどうやっていくのかを考えることが大切であろう。裁判員制度が成熟するにはまだまだ時間がかかるもので、育てていく制度である。この経験は、司法にとって、大きな経験であると思う。地裁委員会や裁判員制度が吹き込んだ風というのはとても大きいと思う。耳に痛いことを率直に言っていただいて、それを聞くことによって、意見の違いを尊重するという姿勢ができるのではないかと思う。

裁判官が一見素朴に見える質問を裁判員の方から質問を受けて、その答えに詰まってしまうこともあるようである。難しいことを難しく説明することは簡単だが、それを分かりやすくきちんと説明するというのは、力量を要するところでもある。

○ そのような意味では、裁判員の方から言葉が難しいという指摘を受けて、それを見直そうという検討はないのか。以前、司法記者クラブに所属していた頃にとっても言葉が難しいという印象があった。例えば「罪状認否」、「冒頭陳述」や「論告」であるとか、裁判のことを「公判」と呼ぶことであるとか、言葉をよく読めば何となく意味も分からなくはないが、それが何を意味しているのか、裁判員の方々も言葉の壁みたいなものがあるので、最初は戸惑われているのではないか。さらに言えば、被告人自身も言葉の意味がよく分からないで裁判の中に身を置かれているのではないのかと思う。裁判員の方々からのアンケートなどでそのような意見というのはないのか。

■ その点については、裁判員制度が始まるということが決まった時から議論になっている。例えば「殺意」という言葉は単に「殺したい」という意味かというところではない。それをどうやって分かりやすく説明するかということで、裁判官や学者の方々でそれについて色々と研究してきたが、単なる言葉の意味というだけではなく、この事件でいうとどういう説明だと一番分かりやすいだろうかということを考えねばならない。個々の事件では、公判前の整理手続において、「殺意」の意味を裁判所の方で考え、検察官、弁護人の方でも考えてもらって、三者でこういう概念ということで裁判員に説明しようとする合わせをしてはじめて、「自分がすることが相手の人を死なせる危険性の高い行為だということが分かってやりました。」というのが「殺意」だと、三者共通の定義が落ち着くことになる。さらに、その整理手続で検察官はどういったことで「殺意」があったというのか。それに対して弁護人はどういったことで「殺意」がなかったというのかを主張を出していただいて、大体の争いのポイントが分かったところで公判を開始するということになる。公判では、言葉を少し平易にして、それぞれの冒頭陳述の中で、立証する事実とか各々のストーリーとして語ってもらうことで段々と言葉が裁判員の方々の中に入って行くので、ある程度言葉にも慣れてきたところで証拠調べに入って行く。休廷中に評議室に帰ってきたときには、裁判官からも、「殺意というのは、今話があったようにこういうものをいいますよ。」と、こういった要素を見て、それぞれの言い分を

踏まえて一緒に証拠を見ていこうというような説明をして、三者で順に裁判員の方々に分かるように組み立てながら努力してやっているわけである。ただし、もっと難しい言葉もたくさんある。例えば「責任能力」が争われた場合には、被告人の精神障害の名前だとかその精神障害の症状、その人がどうして多重人格になってしまったのかなどを専門家の方に来ていただいて法廷で説明をしていただくけれど、こうした話は、元々その内容が難しくて専門家の説明でもそう分かりやすくはならない。そういう事件では裁判員の方々のアンケートでも、あそこが分からなかったとかいうことを書かれることがあるが、そういった場合には、次に精神鑑定が問題となるような事件が起こった時に、事前に証人となるお医者さんに「担当する検察官とよく議論をして、なるべく裁判員の方々に分かるように説明してください。」とお願いすることでフィードバックしている。

- 私自身、裁判員裁判に関与しているわけではないが、弁護士会の方では刑事弁護委員会というのがあって、そこで反省会のことも聞いていて、反省会でやったところを弁護士会内部の裁判官経験者との交流会の場で議論をしてフィードバックをしている。また、弁護士の仕事というのは相手を説得するというか、理解をしていただかなければならないが、これまでは自分のやったことが聞き手にどのように受け取られているのかというのを聞く機会がなかった。民事でも刑事の証人尋問でもそうだが、裁判官が尋問を見てどのように感じたか。自分では伝えられたと思っていたことが、実際には上手く伝えることができていないということもあるから、そういう意味においては、先ほどから話の出ている、裁判員裁判後の反省会というのは非常に前向きで、意義のある運用であると思った。民事事件で同じような運用ができるかどうかは分からないが、自分のやったことが本当に裁判所に理解されているのかというのは、判決として結論だけを知ることはあっても、その過程において知ることはないから、繰り返しになるが、反省会というのは非常に重要な手段であると感じた。
- ◎ 裁判員制度導入の議論をしていた当初のころに、分かりやすい裁判をするためには、刑法という法律自体を国民の司法参加に適した形に変えることを考えていかなければいけないだろうという指摘があった。裁判員裁判はまだ歩み出したところで、これまでの専門家裁判の尻尾を引きずっているところがある。これがずっと50年、100年と続いていく中で、用語なども変え、また、裁判全体のプロセスを少しずつ直していくことになるのであろう。

5 委員長代理の指名

委員長から委員長代理として岡田委員が指名された。

第7 次回のテーマについて

以上の意見交換に引き続いて、次回のテーマについて意見交換が行われた結果、第3回は「民事執行の現状」をテーマとすることになった。

第8 次回の開催期日について

次回の開催期日は、6月12日（木）とする。